

記者発表資料	
令和元年7月19日	
担当課 (担当)	こども家庭課 課長 竹間 恭子
電話	20-3460内線(4240)

幼児教育・保育無償化に係る本市の対応について

今年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります。対象は、3歳から5歳の保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する子どもたちと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちです。

無償化のスタートに合わせ、本市独自で次の助成制度に取り組みたいと考えています。

1. 給食費（副食費）の徴収について

幼児教育・保育無償化に伴い、3歳以上児については、保育認定の児童も副食費を各施設で徴収することになります。（世帯の年収が360万円未満の世帯及び国基準の第3子は免除）

① 新たに負担が増える児童への対応

保育認定を受ける児童で、従前の保育料を第3子無償化により無料としていた児童で、新たに副食費の負担が増えることになる児童について、本市独自の副食費免除を行います。

② 子育て世帯の負担の公平性を図るための対応

教育認定を受ける児童と新制度未移行幼稚園等へ在籍する児童については、従来から給食費が徴収されてきたが、保育認定を受ける児童との公平性の観点から、上記①と同様の基準で、新たに本市独自の副食費免除を行います。

国基準の第3子	→ 保育認定を受ける児童…小学校就学前の子どもの数で算定
	→ 教育認定を受ける児童…小学校第3学年修了前の子どもの数で算定
本市基準の第3子	→ 年齢を問わず同一世帯の子どもの数で算定

2. 森のようちえん在籍児童に対する保育料助成について

森のようちえんに在籍する児童で、保育の必要性の認定が受けられない児童の保育料は、国の無償化の対象外となる。そのため、県独自の保育料助成（1/2）に併せ、本市においても市独自で保育料の1/4の助成を行います。

3. 今後の予定

関連経費について9月補正予算に計上